

第4次佐倉市地域福祉計画・3月推進委員会以降の取組について

※台風12号の接近により、天候不良が予想されたことから、再延期としました、9月24日の同資料からの主な変更点は、網掛けとしています。

1. 取組の考え方（第4次計画P8～9・P23～24など）

佐倉市では、「地域資源」が数多く活動している中、基本理念である、『一人ひとりがともにはぐくむ お互いさまの地域づくり～「一人ひとりを認め合える地域」・「互いに支え合う地域」・「ふれあい・交流のある地域」から～』を実現するために、「数多くの活動」など、庁内を含めて、様々な人やものを「つなぐ」ことを意識して取り組んでいく。

2. 計画の周知

(1) 配付・配架

- 3月19日の推進委員会で、委員に配付。
- 3月23日以降、千葉県、国立国会図書館、市議会議員、事例掲載団体、市政資料室（配架）、市内図書館・図書室5カ所（配架）、市特別職、庁内検討会会員などに配付。
- 佐倉市社会福祉協議会（以下「市社協」という）の会長他、関係職員に配付（市社協は、令和2年度、次期地域福祉活動計画の策定年度）。

(2) ホームページ

- 3月23日、ホームページに掲載（計画の概要を4月9日に追加）。
- 7月22日、「第4次・第3次佐倉市地域福祉計画（地域の活動事例）」というページを作成し、こうほう佐倉に掲載した内容を、ホームページにも掲載。

(3) こうほう佐倉に掲載（資料7参照）

- 4月15日号の計画の概要に続き、「第4次佐倉市地域福祉計画 『一人ひとりがともにはぐくむ お互いさまの地域づくり』」というタイトルで、計画に関する内容をこうほう佐倉に掲載しています（7月1日号・9月1日号）。
- 第3次計画の中間報告と同様に、第4次計画の貸出用録音CD（視覚障害者の情報保障）の作成及び声の広報による周知を社協に依頼。

(4) 庁内のシステムで、全庁に計画を周知

(5) 関係機関・団体への周知（計画書配付。4月16日以降、計画の概要も）

- 4月6日
生活支援コーディネーター（高齢者の生活支援・介護予防（見守り・安否確認、配食、家事援助、交流の場、外出支援等）の基盤整備を推進するため、地域においてサービスの提供体制のコーディネートなどを行う人（地域支え合い推進員）で、地域包括支援センターの担当地域ごとに配置）会議にて説明。
- 4月16日：地域包括支援センター管理者会議中止に伴うメールにて周知

- ← 6月15日の会議にて直接説明。
- 4月17日：子育て世代包括支援センター担当者会議中止に伴い、メールにて周知
← 11月5日の会議で、直接説明予定。
- 5月11日
佐倉市社会福祉施設協議会の第1回定例会開催見送りに伴うメールにて周知
← 6月30日の定例会で、計画書と計画の概要を資料配付（メールにて周知していることから、資料配付のみ）。
- 7月3日
民生委員・児童委員協議会理事会において説明（7月の地区定例会においても説明（8地区）・計画書（印刷製本部数の関係で、市で印刷したもの）と計画の概要を資料配付）
・ 7月9日：根郷地区定例会 和田・弥富地区定例会
・ 7月10日：臼井地区定例会 7月11日：志津北部地区定例会
・ 7月14日：佐倉地区定例会
・ 7月18日：志津南部地区定例会 千代田地区定例会
- 7月15日
地区社会福祉協議会会长・事務局長会議において説明
※7月22日、うすい東地区社協会長から、計画の概要を11部欲しいとの依頼があり、提供した（その後、依頼に基づき、8月29日、令和2年度 第3回 理事会にて説明）。

(6) その他

3人から、地域福祉計画の配付希望があり、配付した。

3. 推進委員会（第4次計画P71、75～77など）

（1）5月29日に開催予定だった第1回推進委員会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止などのため、当面の間、延期したことに伴い、5月13日、「第1回佐倉市地域福祉計画推進委員会（5月29日開催）の延期、委嘱状送付及び資料送付について」を委員宛に送付。

【送付資料】

- 佐倉市地域福祉計画推進委員会設置要綱
- 佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿
- こうほう佐倉掲載記事（4月15日号）
- 第4次佐倉市地域福祉計画（一人ひとりがともにはぐくむ お互いさまの地域づくり
←市HPを印刷したもの
- 第4次佐倉市地域福祉計画の概要←上記の市HPに掲載しているもの
- 地域共生社会推進検討会
最終とりまとめ（令和元年12月26日） 概要・本文
- 第4次佐倉市地域福祉計画・今後の取組方針について

（2）5月の延期後として、9月24日に開催予定だった、第1回推進委員会は、台風12

号の接近により、天候不良が予想されたことから、再延期とした。

(3) 第1回推進委員会を本日開催（10月20日）

資料は、9月24日に開催予定として、事前送付していた資料を一部修正（資料5・6）。

4. 地域福祉の充実、向上のための、情報の発信・啓発（第4次計画P41）

(1) 自治会アンケート結果から、地域のマナーの問題や困りごとがあることが分かった。

今後、マナーの問題に気付いてもらう、また、困りごとに対して、それぞれの相談する場所があるというような内容のチラシを作成し、全戸回覧することを検討。

なお、上記のチラシをベースとした内容のページを、5月7日、市ホームページ・社会福祉課ページ内に掲載（「悩み、解決！」）。相談する場所ごとにそれぞれのホームページにリンク。

(2) 6月1日、市ホームページ・トップページの「市民活動情報リンク集」に、広報課・社協と調整のうえ、「地域福祉活動」（佐倉市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会・佐倉市ボランティアセンター）を追記。

(3) Week1yさくら（市の広報番組）の担当である広報課と連携し、第4次計画のP55～64に掲載している、【具体的な活動事例】の「地域に関する活動」「高齢者に関する活動」「障害者に関する活動」「子どもに関する活動」の分野をベースに、地域福祉活動を取材し、Week1yさくらでの放送などを行ながら、その内容を上記の社会福祉課のホームページにも掲載することで、活動の周知・広がりに繋げていく。

また、上記の活動の反応を見ながら、さらに、地域での活動の輪が広がり、地域のことは地域で意見交換などができるような取組に資する活動をしていく。

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を勘案する。

5. 社協との連携（第4次計画P3、4など）

(1) 事務局連絡会議（市と社協の計画担当者における実務レベルの連携）の開催

※原則、両推進委員会の前後に開催し、その資料を配付しつつ、情報共有を行う。

○会議開催概要

回数・開催日	内 容
第1回・4月13日（月）	○両計画の状況について ○地域福祉フォーラムについて ○その他（地域共生社会の実現に向けてなど）
第2回・6月1日（月） ※7月以降は、具体的な議題はなくとも、情報共有のために、月1回のペースで開催する。	○来年度の地域福祉フォーラムについて ○地区社会福祉協議会の活動について （地域福祉コーディネーターを含む） ○両計画の状況について ○地域福祉活動ボランティア人数について ○その他 （※第4次計画P47・成果指標の1つ）
第3回・7月7日（火）	○事務局連絡会議について

	<input type="radio"/> 地域福祉フォーラムについて <input type="radio"/> 両計画の状況について <input type="radio"/> 地域福祉活動ボランティア人数について <input type="radio"/> その他
第4回・8月4日(火)	<input type="radio"/> 地域福祉フォーラムについて <input type="radio"/> 地域福祉コーディネーターについて <input type="radio"/> 両計画の状況について <input type="radio"/> 地域福祉活動ボランティア人数について <input type="radio"/> その他
第5回・9月1日(火)	<input type="radio"/> 民児協・地区社協・自治会の連携などについて <input type="radio"/> 地域福祉フォーラムについて <input type="radio"/> 地域福祉コーディネーターについて <input type="radio"/> 両計画の状況について <input type="radio"/> 地域福祉活動ボランティア人数について <input type="radio"/> その他
第6回・10月6日(火) ※予定	<input type="radio"/> 避難行動要支援者名簿に関する情報共有について <input type="radio"/> 地域福祉フォーラムについて <input type="radio"/> 両計画の状況について <input type="radio"/> その他

※「地域福祉コーディネーター」は、ともに歩むふくしプランⅢ（第5次佐倉市地域福祉活動計画）のP5、6に位置付け。

⇒地域福祉コーディネーターは何をする人なの？（同P5から）

…社会福祉協議会の地区担当職員が担います（※地区社協圏域：市内に14ある地区社協の範囲を基本とした圏域）。

主な役割は、

- ・個別の福祉課題を地域の力で解決に導く
- ・地域福祉を目的としたネットワークづくり
- ・福祉課題の解決にむけた地域の新たなしくみづくり など

⇒今後、市と社協の事務局連絡会議（計画担当者による実務レベルの連携として開催している会議）などを通じて、現状把握と検討を行う。

(2) こうほう佐倉7月1日号に市社協・地区社協の記事を掲載（資料7参照）

第4次佐倉市地域福祉計画

「一人ひとりがともにはぐくむ お互いさまの地域づくり」から
身近にある社協活動をご存じですか？

6. 地域福祉フォーラム（第4次計画P41）

○地域福祉フォーラムの開催（第4次計画の記載内容）

「佐倉市の「佐倉市地域福祉計画」及び市社協の「佐倉市地域福祉活動計画」の共通目標である、地域福祉の推進、地域住民による支えあい、助けあいの促進に向けて、地域で様々な団体、個人が活動している事例を紹介し、地域福祉活動への意識啓発を促すことを目的として、2年に1回、市社協と地域福祉フォーラムを開催します。」

○前回は令和元年度、10月27日に開催予定だったが、10月25日の大雨の影響及び災害対応により中止（市ホームページに資料を掲載）。次回は令和3年度開催予定で、具体的な内容を事務局連絡会議にて継続的に協議している。

- 現在、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、今までの広く市民の参加を求めるのではなく、関係者による拡大会議のようななかたはどうかという話が出ている。
- その場合、会議の内容を動画で撮影し、ホームページ掲載やDVDなどで周知する、また、会議の報告書を作成し、ホームページなどに掲載するなど、関係者以外の市民の方にも内容が伝わるようにする。
- 開催時期については、10月に開催を予定した過去の2回で、台風や大雨で中止していることから、その点を考慮し、日時・場所を決定する。

7. 庁内関係（第4次計画P26）

- 5月29日開催予定の第1回推進委員会に、
 - ・3月に策定した第4次佐倉市地域福祉計画の基本理念などを共有する機会とする。また、基盤計画としていることから、今年度策定される予定の各課の計画に基本理念などを反映していただくための機会とする。
 - ・今後、包括的な支援体制などを検討する中で、社会福祉法改正などの説明を行うので、その共有の機会ともする。
- という目的で、高齢者福祉課及び障害福祉課の両課長・両計画担当に出席を依頼しており、当面の間、延期としたことから、今回、出席となった（9月24日・再延期）。
- 3月の推進委員会で、「市民などに計画を周知することはもちろんだが、まずは、庁内の特に関係の強い部署の職員に対する計画の徹底」というご意見を受け、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しながら、「第4次地域福祉計画の庁内勉強会」を9月28日に開催した。合わせて、下記8の法改正により創設された、「重層的支援体制整備事業」の庁内勉強会も開催した。

8. 地域共生社会の実現に向けた、包括的な支援体制の検討（第4次計画P26）

- 新型コロナウイルス感染症の状況を見て、各相談機関にヒアリング調査などの実施を検討（複合化した相談がどのくらいあるかなど、共通の内容で行う）。
 - ・9月15日の地域包括支援センター管理者会議において、「各機関との連携状況」という内容で、話を聴いた。
- 各相談機関の現状把握などが必要と思われるが、その前提として、上記2(5)に記載のように、生活支援コーディネーター会議、地域包括支援センター管理者会議、子育て世代包括支援センター担当者会議や佐倉市社会福祉施設協議会で計画の周知を行っている。
- 令和2年3月6日に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、6月5日に可決成立し、6月12日に公布された（資料8参照）。

【改正の趣旨】

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

【改正の概要（地域福祉計画に関する部分を抜粋）】

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

【施行期日】

令和3年4月1日

前回の改正から3年での新たな改正法の施行になるが、その内容を踏まえながら、包括的な支援体制について検討を行う。

9. 成果指標（第4次計画P47・計画の概要P4）

第4次計画の成果指標は、個別計画等における取組があることから、基本目標ごとに、重点的な項目について設定している。

基本目標	指標（説明）
【基本目標1】各福祉分野の取組を進め、連携を強化します	相談、支援の環境等が構築されていると思う・どちらかという思う意識（市民意識調査）
【基本目標2】福祉サービスの利用を促進します	個別計画等の取組（進捗状況）※個別計画等による
【基本目標3】地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します	地域福祉活動ボランティア人数 (佐倉市ボランティアセンター登録人数 ※総合計画前期基本計画成果指標)
【基本目標4】住民参加をさらに促進し、充実します	住民同士の交流やふれあいができるいると思う・どちらかというと思う意識（市民意識調査）

（1）市民意識調査（例年、企画政策課で実施）（第4次計画P15～19）

今年度は、7月28日～8月24日で実施。調査結果は、今年度後半の推進委員会で報告予定。

- 【基本目標1】の（相談、支援の環境等）の設問は、昨年度と同様の内容で、継続して実施する（第4次計画P18）。

○第3次計画で成果指標としていた以下の2問については、「思う」「どちらかというと思う」を合わせた割合が8から9割を超えており、推進委員会においても、「意識」を聴いているこの2問については、市民の意識の高さがうかがえているとされていることから、今年度の設問からは削除した（第4次計画P16）。

【住民同士の支え合い】←削除

「地域で安心して住み続けるためには、住民同士の支え合いや助け合い等、つながりを大切にする必要があると思いますか。」

【近所からの相談等への対応】←削除

「近所から、困りごとがあるので相談に乗って欲しい、手助けして欲しいと頼まれた場合、協力すべきだと思いますか。」

○また、【住民同士の気づかい】・【住民同士の交流】が「…できていると思いますか。」と実際の「行動」を聴いていたこの2問は内容を1つにしたかたちで、調査を実施。

「災害時等に、支え合いや助け合いができるような、住民同士の交流やふれあい（日頃の挨拶などを含む）が日頃できていると思いますか。」

(2) 地域福祉活動ボランティア人数（佐倉市ボランティアセンター登録人数）

○毎年度末の実績値を社協から提供してもらい、その分析をしながら、目標値を達成できるように、社協と連携しながら、取り組んでいく。

【平成30年度】 2,814人 (令和5年度・目標値) 3,000人

【令和元年度】 2,681人 ← -133人